

令和2年2月27日(木)

開会 (9:55)

○八幡元弘委員長

開会宣言。出席委員が8名で定足数に達し、会議が成立した旨、宣言。当委員会に審査を付託された案件は、「条例の一部を改正する条例」10件、「財産の減額貸付」1件、「総合整備計画の変更」2件、「定住自立圏形成協定の変更」1件、「指定管理者の指定」1件の計15件である。

議案の審査に入る前に、副市長よりあいさつをお願いしたい。

○高橋副市長

おはようございます。新型コロナウイルスの感染拡大が心配される状況である。胎内市としても一昨日2月25日に、新型コロナウイルス感染症に関する警戒本部を設置した。市長を本部長とする警戒本部である。その中で本会議でも話が出たが、手の消毒薬などについては市役所の窓口関係には全部揃えた。また、昨日から窓口対応する職員に関しては、マスクを着用するよう指導している。国でも基本方針を定めた中で、昨日は総理大臣からイベント等の自粛要請がなされた。3月1日号の市報は明日配布予定だが、そこで号外として3月の1カ月間で市が主催する様々な研修会やイベントを、中止または延期するものについて知らせている。また、間に合わないものや不特定多数の方が参加する予定のものについては、場合によっては防災行政無線で知らせるという体制を整えている。そのような中で、来月の中旬予定していた胎内市の全中学校の2年生が修学旅行の予定であったが、これについては9月または10月に延期する方針を固めた。これからいろいろな場面が想定されるが、警戒本部の中で、感染拡大防止に向けて尽力していきたい。委員からもご理解とご協力をお願いしたい。本日は案件が15件であるが、審議をよろしくをお願いしたい。

議第22号 胎内市行政組織条例の一部を改正する条例

田部総務課長説明

主な改正内容は、総合政策課の事務分掌の「IT施策」を「ICT施策」に改める。これは一般的に普及している用語に改めるものである。また、福祉介護課の事務分掌に公営住宅の入居管理に関する事を加える。公営住宅に関する業務のうち、入居管理に関する業務を地

地域整備課から福祉介護課へ移管するということが、先の全員協議会でも説明した通りである。地域整備課の事務分掌の公営住宅に関するものを、公営住宅の営繕に関することに改める。これについては、入居者管理は福祉介護課に移管するが、公営住宅の営繕関係については地域整備課にそのまま残すと改める。その福祉介護課の事務移管ということ、公営住宅の入居管理に関する事務移管ということについて、胎内市住宅運営委員会条例における庶務担当課を地域整備課から福祉介護課に改めるということも含めて改正するもの。

質疑

○天木義人委員

市営住宅の移管を福祉介護課に移すということだが入居だけか、その他の手続きや退去、料金の徴収はどこで行うのか。

○田部総務課長

入居者管理という言葉の内容に説明が必要だった。住宅使用料の徴収も含めて福祉介護課にお願いする。

○天木義人委員

福祉介護課の業務は全般に大量にあるが、市営住宅の入居に関する事が増えたわけだが、職員数は増になるのか、それとも今までの状態でいくのか。

○田部総務課長

入居者管理を福祉介護課に移管することに伴い、入居者管理を担当する事務担当職員ということで2名増員する。

○渡辺俊委員

課長の説明で、「IT」から「ICT」というのは一般に普及しているように改めるということだが、同じ意味なのか。

○田部総務課長

今までIT、IT革命という言葉がマスコミを賑わしていたが、ITはインターネットテクノロジーの略称で、パソコン、インターネット、インターネットを繋ぐ通信回線そのもの

を指して、ICTはそれを活用する技術まで踏み込んでいる。様々なインターネットを活用するための通信技術、活用技術も含めての意味でICTということでは言われているので、ICT施策に改める。

○渡辺俊委員

市役所の職員はいろいろICTは使えると思うが、我々はサイトを見るだけだが、逆に市民というかユーザーが、市に対して発信していくということも施策として考えられると思うが、そうした時にこういったICTとかセキュリティの問題は知識がないと一般市民も戸惑うと思うが、市役所としてユーザーに対して今後施策方面で、特にインターネットセキュリティに関して呼びかけるとか、講習会をやるとかはあるか。

○小熊総合政策課長

昨今、SNSということで双方向という形で、行政から一方的にではなく市民からもいろいろICT技術を用いて行政にコンタクトするといった場面が増えている。今まで意識をして市民に対してセキュリティということでは呼びかけは積極的ではなかったが、昨今の情勢に鑑み、そういった部分にも力を注いでいきたい。

○渡辺俊委員

教育長もいるので聞くが、中学3年生までにこういったコンピューターを使うわけだが、インターネットセキュリティのようなことは勉強するのか。

○中澤教育長

学校においては、情報教育モラルということ学習していると思っている。しかし、中身については日々刻々と進んできているので、そこのところを学校も研修を重ねて、子どもたちにそういったセキュリティも含めた、要するにマイナス面だけではなくプラス面も含めたところをきちんと指導するようにやっていると受け止めている。

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第 23 号 胎内市監査委員条例の一部を改正する条例

坂井監査委員事務局長説明

地方自治法の一部改正により、条例で引用する同法の条項に移動があったことに伴い、規定の整理を行うもの。合わせて条文の字句等の整備を行うもの。

質疑

無し

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第 24 号 胎内市固定資産評価審査委員会条例及び胎内市手数料条例の一部を改正する条例

田部総務課長説明

「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」の一部改正により、同法の題名改称及び条項の移動等があったことに伴い、同法を引用する条例の規定の整理を行うもの。なお、各条例について内容自体の改正点はない。

質疑

無し

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第 25 号 胎内市総合計画等審議会条例の一部を改正する条例

小熊総合政策課長説明

当該審議会は平成29年第3回定例会において、総合計画等の着実な推進を期して、策定時のみならず計画の変更や進捗評価等についても審議いただくため、所掌事務を改定するとともに、様々な分野の方に参画いただくべく委員数の上限を引き上げる条例改正を行った。現在13人の方に就任してもらっているが、今年度においては胎内市の地方版総合戦略第1期の評価及び第2期の策定において審議している。今回の改正については、所掌する事務の審議において内容を十分に把握してもらった中で、ある程度長期間にわたり熟議する体制を整えることを目的として委員の任期を1年から2年に改正するもの。

質疑

無し

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第 26 号 胎内市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

田部総務課長説明

財政調整基金を取り崩さずに予算編成を行う上で、若干なりとも収支のバランスにゆとりを持たせる観点から、市長が10パーセント、副市長及び教育長がそれぞれ5パーセント、給料月額を減額する措置を講ずるため附則の改正を行うもの。

質疑

○天木義人委員

これについては、本会議で渡辺宏行議員が質問したが、市長が就任してから2年半になり趣旨は分かったが、副市長の感想というか意見を伺いたい。

○高橋副市長

総務課長からもなぜ減額するかという言及があったが、影響額については200万円程ということで大きな影響額ではないが、今予算編成をする中で、少しでも収支バランスを取りやすくということを考えると、特別職の給与について減額するというところで、市長とも協議した中でそういうふうにしたほうが良いというふうを考えている。

○天木義人委員

副市長の考えは。

○高橋副市長

市長と協議した中で、私も教育長も同じ考え方の中で進んでいるということで理解いただきたい。

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第27号 胎内市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

田部総務課長説明

令和2年4月から新たに、介護予防事業に作業療法士を、子どもの発達相談事業に臨床心理士をそれぞれ採用配置する。事業の一層の充実・強化を図るため、この職を行政職給料表の職務の分類に加えるもの。

質疑

○羽田野孝子委員

作業療法士と臨床心理士は公募していたか。臨床心理士はどこに配属になるか。

○田部総務課長

作業療法士並びに臨床心理士については市報でも公募し、正規の作文並びに面接試験を行い、採用を決定して本人に採用通知を出した。作業療法士は福祉介護課の地域包括支援センター係に配置し、臨床心理士については健康づくり課発達相談係への配置を予定している。

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第 28 号 胎内市税条例の一部を改正する条例

高橋税務課長説明

昨年 2 月 26 日付けで、城の山古墳が文化財保護法の規定による国史跡の指定を受けたことから、公共性の観点に基づき、該当する土地の固定資産税を令和 2 年度から課税免除の措置を講ずるため改正を行うもの。次に、42 条カッコ 5 財団法人越後胎内観音奉賛会が一般社団法人越後胎内観音奉賛会に名称を変更したことに伴う改正を行うもの。

質疑

○渡辺秀敏委員

今までの固定資産税額はいくらだったか。所有者は個人か。

○高橋税務課長

城の山古墳の場所については11筆あり、約6,855㎡、固定資産税額相当額は約5万4千円弱である。所有は個人と市の所有が一部ある。

○渡辺秀敏委員

個人所有の部分は今まで市で個人から借りていたのか。

○佐藤生涯学習課長

史跡に指定された土地は借りていない。

○渡辺秀敏委員

史跡に指定された後に、その後いろいろやる時に個人という立場でそこを借りるのか。

○佐藤生涯学習課長

今年度整備計画を策定しているが、今後整備を進めて行くにあたっては公有化をしていく方が望ましいということで整備計画を策定している。今後整備を進めていく段階でそういった方向になればと思っている。

○渡辺秀敏委員

今後は個人の部分を市で取得する方向か。

○佐藤生涯学習課長

できればそういう方向に進めていきたい。

○渡辺俊委員

越後胎内観音奉賛会だが財団法人から一般財団法人に変えて何か営業をやるのか。まず、財団法人と一般財団法人の違いは。

○高橋副市長

法律改正に伴い、今までの財団法人が無くなったと認識している。制度的に無いと思う。詳しくないのでよくわからないがそのように記憶している。その関係で法に基づき一般財団

法人ということになったと認識しているが、調べるので回答を保留させてほしい。

○高橋税務課長

胎内観音奉賛会から申し出があったということではなく、たまたま調べていたら名称が変更していた。実は平成 26 年 4 月 1 日に変わっていた。それが判明したので今回合わせて上程した。何か内容が変わるということではないと思う。

○高橋税務課長

先ほど保留していた財団法人を一般財団法人に改めるという質問の中で、2008 年に公益目的が主たる財団法人にあっては、制度改正ということで一般財団法人に改めるという中で改正されたものである。

○渡辺俊委員

では、財団法人というのはないのか。

○高橋税務課長

はい。

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第 29 号 胎内市社会体育施設条例の一部を改正する条例

佐藤生涯学習課長説明

胎内球場及び胎内レクホールについて、設置目的や利用の在り方等を勘案して、社会体育施設の一つとして整理を行うとともに、その使用料について他の社会体育施設との均衡や類似施設の使用料等を勘案して見直しを行うほか、施設の利用実態を考慮した上で、一部施設

の利用時間の変更を行うもの。改正点について新旧対照表で説明する。黒川多目的広場の次に胎内球場と胎内レクホールを加える。B & Gプールの利用時間を午前9時から午後9時であったものを、午前9時から午後5時に改める。11の胎内多目的グラウンドを13に繰り下げる。12の胎内キャンプ場を14に繰り下げ、13胎内多目的グラウンドの備考に新たに市外のもが利用する場合の加算に関する規定を加えた。10の黒川多目的広場の次に11胎内球場と12胎内レクホールを加える。胎内球場の使用料は1時間につき千円、照明設備を使用する場合は30分につき1,500円で利用時間は午前8時半から午後10時とした。胎内レクホールの使用料は1時間につき500円で、利用時間は午前8時30分から午後10時とし、胎内球場、胎内レクホールそれぞれ備考に利用時間の取り扱いや、市外の者が利用する場合の加算等についての規程を設けた。附則の2ではこの条例の一部改正に伴い、これまでであった胎内山村広場条例と胎内レクホール条例の廃止を合わせて行なうもの。

質疑

○天木義人委員

胎内球場と胎内レクホールの今までの料金はいくらだったのか。合宿等で胎内球場を使用した場合、朝練習とかで利用する場合は特別許可してもらえるのか。

○佐藤生涯学習課長

胎内球場は日中は一般が1,260円、高校生が630円、小中学生が310円、1回につき2時間半まで利用できる。ナイター料金もあり、一般が1,570円、高校生が790円、小中学生が420円で、これは30分単位である。胎内レクホールは普通利用と専用利用があるが、日中一人当たり普通利用であれば41円、夜間だと一人当たり51円、専用利用だと営利目的で入場料を徴収した場合、日中は6,480円、夜間は10,800円、営利目的で入場料を徴収しない専用利用は日中は2,160円、夜間は5,400円である。営利無しで日中が432円、夜間が972円、合宿等で早朝から利用したいという場合は相談に応じて対応したい。

○天木義人委員

胎内球場だが、市内の小中学生、中学生が使う場合の配慮はどうなっているのか。

○佐藤生涯学習課長

小学生、中学生が利用の場合は、市内の小中学校、体育連盟等に加盟している団体は減免の対象になるのでそこで対応していきたい。

○渡辺秀敏委員

社会体育施設に関しては指定管理ということで、NPO法人スポーツクラブたいないが指定管理を受けているが、追加になったこの施設についてもNPOで管理するのか。

○佐藤生涯学習課長

胎内球場、胎内レクホールについてはNPOの管理ではなく市で管理する。

○羽田野孝子委員

B & Gプールの夜間利用だが9時までが5時になるが、5時以降9時まで何人くらい利用していたか把握しているか。

○佐藤生涯学習課長

条例では9時までの利用となっていたが、4年ほど前になるが夜間の営業は利用者も少なく、固定した方々だったという当時の話で、4年ほど前から夜間の営業はやっていなかった。

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第34号 胎内市学校給食運営委員会条例の一部を改正する条例

佐久間学校教育課長説明

令和2年度から黒川小学校及び黒川中学校の給食について、自校式からセンター式に移行することに合わせて、自校式とセンター式で別に設けられていた運営委員会の組織を統合することを主な内容とするもの。本運営委員会は学校給食の運営を適正かつ円滑に行うため、学校給食の運営に関する事項について調査及び審議する機関である。現在の条例は第3条にある通りこれまでセンター式中の条・乙・築地中学校区において学校給食運営委員会を組織し、また自校式の黒川中学校区学校給食運営委員会ということで区分していた組織を、一本の運

営委員会として委員を23人以内とするもの。委員数については、これまで中条・乙・築地中学校区18人以内、黒川中学校区の6人以内を足して、委員の中で新発田保健所長が両委員会を兼ねていたことからそれらを差し引いて23人以内とした。第3条2項においては、委員会を統合したことにより、市立小学校及び中学校と文言を改め、4号ではこれまで構成する学校の通学区域の代表としていた者を、必要に応じて学識経験者の委嘱も想定してその他教育委員会が必要と認める者に改めるものであり、その他は文言の整理である。附則において、この条例は令和2年4月1日施行とすることとし、改正前の旧委員の任期が、平成30年5月1日から令和2年4月30日となっているので、経過措置として旧委員を新条例の規程する委嘱されまたは任命された者とみなし、その任期は旧委員としての残任期間と同一の期間とする旨定めている。

質疑

無し

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第37号 胎内市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

田部総務課長説明

令和2年4月から導入される会計年度任用職員制度において、会計年度任用職員に支給することができる期末手当について、地方自治体に対する国の財政措置が十分になされるか不透明である状況を踏まえ、市財政への影響、県内自治体の動向等を勘案して、当分の間、その支給率に関する経過措置を設けるもの。改正内容は、期末手当の支給率について当分の間、100分の120とあるものについて100分の65とする。但し、令和元年12月期の期末一時金の支給を受けた臨時職員は引き続き同様の勤務条件で、会計年度任用職員に任用された場合について、支給率は条例本則に規定する支給率100分の120を適用できるよう別に規則で定める。

質疑

○羽田野孝子委員

会計年度任用職員の支給について今は物件費になっているが、新年度からは人件費になるが意味というかねらいはどういうところにあるのか。例えば、人件費であれば定員管理計画にも盛り込まれることになるのか。財政分析でも人件費になるので影響があるのか。

○本間財政課長

人件費と物件費の区分については決算統計の区分に従っていて、賃金だと物件費に含めるという形になっているし、報酬等になれば人件費という区分になるので、決算統計のルールでの物件費、人件費という区分になる。

○田部総務課長

会計年度任用職員においてはフルタイム、パートタイムであったとしても、今の正職員の定員管理には含まれない。

○羽田野孝子委員

フルタイムもパートタイムも人件費になると思うが。

○田部総務課長

令和2年度当初予算の1款2款の説明時にも話したが、賃金という科目が会計年度任用職員制度の移行に伴い、廃止になり今会計年度任用職員の人件費については給料、手当、報酬と。報酬についてはパートタイムの会計年度任用職員の給料相当分が報酬に計上されているし、通勤手当に該当するパートタイム任用職員の部分は費用弁償で計上されている。その諸々含めて、財政課長が答弁した通り総務省が示す予算の性質別分類表の中でそのものはすべて人件費に該当すると。賃金は今まで物件費に該当するという総務省の見解だったが、賃金が無くなり物件費が無くなって、全て人件費という区分に分類されるということ。

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第 38 号 財産の減額貸付について

本間財政課長説明

新潟高原リゾート開発株式会社に対し、胎内高原ゴルフ倶楽部用地の一部として減額貸付をしている市有地について、現在の契約が令和 2 年 3 月 31 日をもって契約期間が満了となることから引き続き減額貸付するもの。契約更新に当たっては同社から引き続き貸付料の減額について申し出があった。これまでの経緯と同社の経営状況等を検討した。現在の契約は平成 27 年度から令和元年度までで同社の経営状況等を勘案し減額貸し付けを行っている。近年の経営状況は来場者数が平成 27 年度は約 1 万 9,800 人、平成 28 年度から平成 30 年度については毎年 1 万 6 千人前後。決算の状況についてはいずれも純損失になるが、平成 27 年度が約 1,370 万円、平成 28 年度が約 2,700 万円、平成 29、30 年度は 4 千万円を超えているという状況である。令和元年度の決算についてはこれからということになるが、来場者数は令和元年度も 1 万 6 千人というような状況で、決算についても同様な状況になることが見込まれている。以上のように厳しい経営状況が続いていること及び当該ゴルフ場が市の観光施設とともに胎内リゾートエリアの一翼を担っているということを総合的に検討し、引き続き貸付料の減額をするもの。

質疑

○渡辺俊委員

確認するが令和元年度の利用者数は 2 万 6 千人か。

○本間財政課長

令和元年度は昨年のクローズする段階で 1 万 6 千人というところで、平成 29、30 年度と同じ位の人数で推移しているということである。

○渡辺俊委員

それで 4 千万円位の純損失になるということで、びっくりした。私たちがプレーするときにゴルフ場利用税を払っているが、あれをゴルフ場としてみれば、県に払って県から胎内市に交付金としてゴルフ場利用税として入ってくると思う。例えばゴルフ場利用税 1 千万払ったとなれば、県でどのくらいとって、市町村にどの位入ってくるのか。

○本間財政課長

県にいくら入るか把握していないが、平成 30 年度の胎内高原ゴルフクラブ分のゴルフ場利用税交付金として市に入ってくるのが、651 万 2,400 円入ってきている。

○渡辺俊委員

それは県から胎内高原ゴルフ場の分としてそれだけ入ってくるとなれば、例えば胎内市にゴルフ場が 4 つあるが、全体としてみれば 4 千万から 5 千万あるが、他の 3 つのゴルフ場の分は把握しているか。わからなければ後で聞かせてほしい。

○本間財政課長

決算額については把握していないが、来年度の予算としては、4,300 万円計上している。個別のものは手元に資料がない。

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第 39 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

小熊総合政策課長説明

今年度から令和 3 年までの 3 カ年の計画に基づき、公共的施設の整備を進めている黒川東部辺地について、一部事業費に変動があったことから計画の変更をおこなうもの。変更の内容は 4 つの事業において事業費の精算に基づきそれぞれ金額の増減を行うものであり、事業費総額で 4,585 万 5 千円の増額である。この増額に対する特定財源を除いて必要となる一般財源 2,685 万 5 千円の内、2,680 万円を辺地対策事業債で賄うもの。

質疑

無し

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第 40 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

小熊総合政策課長説明

今年度から令和 3 年までの 3 カ年の計画に基づき、公共的施設の整備を進めている築地西部辺地について、一部事業費の変更及び新規事業の追加があったことから計画の変更を行うもの。内容は市道新設工事が 1 件、塩の湯温泉関連の施設改修工事が 2 件、それぞれ新たな事業として追加するとともに、村松浜地内の消火栓設置工事については事業費確定に伴い減額するもので、事業費総額は 1 億 2,700 万円の増額でその全額を辺地対策事業債で賄うもの。

質疑

○渡辺秀敏委員

サンセット中条とふれあい館の改修工事の内容は。

○南波商工観光課長

両施設の風呂は出来てから年数が経つということで、だいぶ古くなってきているので浴槽や脱衣所のリニューアルというかきれいにする。付加価値というか新しい機能を設けるということは計画していない。しばらく使っていけるように改修する。

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第 41 号 定住自立圏形成協定の変更について

小熊総合政策課長説明

中心市宣言をした新発田市との間において締結している定住自立圏形成協定について、新たに3つの取り組みを追加するとともに、1つの取り組みについて内容見直しを行なうもの。追加する事業は1つ目の「在住外国人支援の推進」については災害に備えて外国人住民に対する防災啓発活動の実施及び、防災知識に関する情報の提供や共有により安心して快適な生活を送るための支援を行うものであり、在住外国人同士や地域との新たなネットワークによる共生社会の構築も期待する。2つ目の「航空写真の広域的活用」については固定資産税課税参考資料用の航空写真の撮影を共同で行うことで経費の削減に繋げるとともに、航空写真の相互利用により定住自立圏の他の事業や、3市町をまたぐ公共事業において利活用するものである。また、ハザードマップや公開地図の更新が可能となり住民サービスの向上にも期待される。3つ目の「上水道の共同利用」については、相互の配水管を接続することにより災害時や渇水期における住民の生活に必要な水道水の安定供給を互いに確保するもの。内容の見直しを行なう事業についてはこれまで、「交流、定住の推進」の取り組んできた婚活支援事業に加え移住促進として首都圏等に向けた移住セミナーや移住体験ツアーを共同で開催し単独ではなしえない圏域での魅力を情報発信するとともに相談体制を充実することにより、首都圏からの移住者を増やし交流、定住人口の拡大を図るもの。

質疑

無し

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第 42 号 公の施設に係る指定管理者の指定について

小熊総合政策課長説明

本年度設置した「つつじが丘交流センター」について、効率的・効果的な管理運営に資す

るため令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間、地元自治会のつつじが丘区を指定管理者に指定するもの。当該施設については現在総合政策課において所管し管理しているが、他の集会施設同様に地元集落に管理を依頼することにより、利用者の利便性の向上や柔軟で独自性の高い利活用、利用者目線でのきめ細やかな施設管理が図られるものと考えている。

質疑

○天木義人委員

4月から指定管理ということだが、維持費等は市が持つのか管理者が持つのか。

○小熊総合政策課長

これまでの指定管理者の例と同様にある一定額の大きな修繕は市ということになると思うし、軽微なものについては集落ということになる。これは今後締結する協定の中で定めていく。

○天木義人委員

電気料や水道料があるが、黒川の各集落の集会施設は維持管理者が持っている。ここはどうなるのか。

○小熊総合政策課長

今考えているのは集落で持ってもらおうと考えている。

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

(執行部退席 11:07)